

議 事 日 程 (第1号)

令和4年11月30日(水曜日) 午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報第18号 委員長報告
- 日程第5 承第5号 専決処分の承認について(令和4年度下呂市一般会計補正予算(第10号))
- 日程第6 議第86号 財産の取得について
- 日程第7 議第87号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第88号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第89号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第90号 令和4年度下呂市一般会計補正予算(第11号)
- 日程第11 議第91号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
- 日程第12 議第92号 令和4年度下呂市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第3号)
- 日程第13 議第93号 令和4年度下呂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)
- 日程第14 議第94号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計(診療施設勘定)補正予算(第3号)
- 日程第15 議第95号 市道の路線認定について
- 日程第16 議第96号 財産の取得について
- 日程第17 議第97号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について
- 日程第18 議第98号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について
- 日程第19 議第99号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議第100号 下呂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第101号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第102号 下呂市職員の降給に関する条例について
- 日程第23 議第103号 下呂市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議第104号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

- 日程第25 議第105号 下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議第106号 下呂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議第107号 下呂市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議第108号 下呂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議第109号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議第110号 公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議第111号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議第112号 下呂市職員の再任用に関する条例を廃止する条例について
- 日程第33 議第113号 下呂市市営住宅条例等の一部を改正する条例について
- 日程第34 議第114号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議第115号 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議第116号 下呂市湯けむり広場条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議第117号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議第118号 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議第119号 令和4年度下呂市下水道事業会計への繰出について
- 日程第40 議第120号 令和4年度下呂市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第41 議第121号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第42 議第122号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第43 議第123号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第44 議第124号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）
- 日程第45 議第125号 令和4年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第46 議第126号 令和4年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第47 議第127号 令和4年度下呂市下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第48 議第128号 令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）

日程第49 議第129号 令和4年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）

出席議員（14名）

議長	今井政良	1番	鷺見昌己
2番	田口琢弥	3番	飯塚英夫
4番	森哲士	5番	田中喜登
6番	尾里集務	7番	中島ゆき子
8番	田中副武	10番	伊藤嚴悟
11番	一木良一	12番	吾郷孝枝
13番	中島新吾	14番	中島達也

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	山内登	副市長	田口広宣
教育長	細田芳充	会計管理者	中谷三男
総務部長	今瀬成行	まちづくり推進部長	田谷諭志
地域振興部長	小池雅之	教育委員会事務局長	田代浩弐
環境水道部長	田口昇	環境水道部次長	今村正直
農林部長	都竹卓	農林部理事	小木曾謙治
建設部長	野村直己	金山病院事務局長	加藤和男
福祉部長	野村穰	観光商工部長	河合正博
消防長	遠藤英幸	市民サービス課長	山中明美
小坂診療所管理課長	細江実	健康医療課長	亀山嘉人

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	今井満	書記	熊崎賀代子
--------	-----	----	-------

◎開会及び開議の宣告

○議長（今井政良君）

おはようございます。御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しています。

これより令和4年第6回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

なお、市民保健部長が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者のため、欠席となっております。

代わりに、市民サービス課長、小坂診療所管理課長、健康医療課長が出席されていますので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（今井政良君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番 田中喜登君、6番 尾里集務君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（今井政良君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの22日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（今井政良君）

日程第3、諸般の報告を行います。

市長行政報告、議長報告及び例月現金出納検査報告は、お手元に配付のとおりでありますので御覧願います。

◎報第18号について

○議長（今井政良君）

日程第4、報第18号 委員長報告を行います。

閉会中において、総務教育民生常任委員会で行政視察が行われておりますので、報告を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 森哲士君。

○総務教育民生常任委員長（森 哲士君）

委員7名と議会議務局長、課長の計9名で、10月27日、28日に行った管外視察について報告をさせていただきます。

人口減少と少子高齢化対策として移住定住促進と公共交通を重点に、ほかの自治体の成功例などを調査・研究する目的で、長野県飯田市、下伊那郡阿智村、駒ヶ根市、木曾郡木曾町を視察しました。

飯田市は、2027年リニア中央新幹線長野県駅の開業を見据え、リニア将来ビジョンを策定し、移住・定住促進の強化を図るため、結いターン移住定住推進課を設立し、専任職員4名のほか各課長が兼務で各部署の横断的な体制になり、総合的な機動力を高め、総勢20名で事業を推進しています。周辺自治体との広域的な連携の強化や、外部人材と地域住民との交流事業による関係人口創出の取組について説明を受けました。

下伊那郡阿智村では、都会では体験できない自然体験、野外活動、学年を超えた仲間との協働活動を経験し、山村留学をきっかけに移住を促進する山村留学事業について、スタッフとして関わっておられる議長より、詳細な事業内容の説明を伺いました。

駒ヶ根市は、移住・定住事業への積極的な取組で全国住みよさランキングでは常に上位をキープしている実績があり、特に30代から40代の若者の移住が増加しています。その背景には、移住・定住者や企業誘致の促進のため、市有地購入にキャッシュバックを設定するキャンペーンの取組や、移住・定住に向けた活動の際、宿泊費の一部を補助するお試し滞在事業、移住希望者に長期間生活体験ができる機会を提供する、こまがねリアル体験住宅事業など、移住・定住事業への積極的な取組の説明を受けました。

木曾郡木曾町では、周辺の町村合併を機に、公共交通の確保を最重要課題として議論され、本格的な取組の中で国の事業として採択を受け、学識者をはじめ検討委員会を設置し、計画・施策立案を経て平成18年6月から運行開始となった事業で、通院・通学、買物の生活交通確保の最優先課題を検討して協議いたしました。また、民間事業者との信頼関係の構築が事業の推進につながったと説明を受けました。

いずれの自治体も、人口減少と少子高齢化対策や市民ニーズに応えた公共交通は近々の課題であり、委員からは活発な質問があったことを申し添え、委員長報告とさせていただきます。

◎承第5号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井政良君）

日程第5、承第5号 専決処分の承認について（令和4年度下呂市一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

承第5号について提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

議案書の1ページをお開きください。

承第5号 専決処分の承認について（令和4年度下呂市一般会計補正予算（第10号））。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を住民税均等割非課税世帯等に速やかに交付するため、また子育て世帯負担軽減給付金を18歳までの子供を養育する子育て世帯に速やかに交付するために必要な費用の増額補正を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

続いて、2ページをお開きください。

令和4年10月25日付の専決処分書です。

詳細は、補正予算書にて説明をいたします。

3ページを御覧ください。

令和4年度下呂市一般会計補正予算（第10号）。

令和4年度下呂市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,760万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ258億3,932万1,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

事項別明細書で説明しますので、6ページをお開きください。

歳入でございます。

上段、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金1億6,395万6,000円の増額は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に係る国庫補助金で国の施策であるため、歳出事業費全額を国庫支出金で計上しています。

下段、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金3,364万4,000円の増額は、子育て世帯負担軽減給付金事業に係る県補助金で県の施策であるため、歳出事業費全額を県支出金で計上しています。

7ページを御覧ください。

歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1億6,395万6,000円の増額は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえた住民税均等割非課税世帯等に対する1世帯当たり5万円の給付金3,200世帯分の1億6,000円と支給に必要な経費395万6,000円でございます。

その下で8ページにまたぎますが、同じく民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費3,364万4,000円の増額は、物価高騰などの影響を受けている子育て世帯の負担増に対し、養育に係る経済的な負担軽減を図るために、18歳までの子供を養育する子育て世帯に対する1世帯当たり1万5,000円の給付金2,200世帯分の3,300万円と支給に必要な経費64万4,000円でございます。

9ページを御覧ください。

一般職の給与費明細書です。

表の最下段の比較欄を御覧ください。

時間外及び休日勤務手当50万円の増額は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付事務に係る時間外手当でございます。

以上で、承第5号、令和4年度下呂市一般会計補正予算（第10号）の説明を終わります。御承認のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（今井政良君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました承第5号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

承第5号 専決処分の承認について（令和4年度下呂市一般会計補正予算（第10号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願ひます。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、承第5号は承認することに決定いたしました。

◎議第86号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井政良君）

日程第6、議第86号 財産の取得についてを議題といたします。

議第86号について提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田代浩弐君）

議案書の11ページをお願いいたします。

議第86号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

1. 取得する財産、小・中学校等職員用パソコン等機器1式。こちらは、市内小・中学校職員用ノートパソコン105台導入のほか、それに伴うソフトウェア及びファイルサーバーの導入で、計画更新に伴うものでございます。2. 取得価格、5,740万9,000円でございます。3. 取得の相手方、岐阜県下呂市萩原町萩原1500番地3、株式会社飛驒コンピューターサービス、代表取締役 日下部鉄彦。4. 取得の理由、小・中学校等で使用する職員用パソコン等機器を更新するため。令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。小・中学校等職員用パソコン等機器の予定価格が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」に該当するためでございます。

12ページにつきましては、入札執行結果公表一覧表でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第86号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第86号 財産の取得について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第86号は原案のとおり可決されました。

◎議第87号から議第89号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井政良君）

日程第7、議第87号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議第88号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第89号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、以上3件を一括議題といたします。

議第87号から議第89号までの3件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（今瀬成行君）

私のほうから、議第87号、88号、89号について御説明をさせていただきますので、議案書の13ページをお開きください。

議第87号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。令和4年度の人事院勧告に準じて、下呂市職員の給与に関し必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱で御説明をしますので、26ページをお開きください。

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、改正理由は提案理由と同じですので、省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)下呂市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）。

①令和4年12月期の勤勉手当支給率を次表のとおり引き上げます。一般職（年間+0.1月）、下線部分が改正箇所でございます。下表の令和4年度改定前と令和4年度改定後の12月期それぞれを0.1ずつ改定するものでございます。括弧内は特定管理職員となっております。第23条の7

関係でございます。

②初任給及び若年層の給料月額について、各給料表を引き上げます。（平均改定率0.3%）でございます。別表第1関係でございます。

(2)下呂市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条）。令和5年6月期以降の勤勉手当支給率を次表のとおり改定いたします。一般職員分で下線部分が改正箇所でございます。下表の令和4年度改定後欄の勤勉手当をそれぞれ6月期、12月期を同率として支給するというものでございます。括弧内は特定管理職員の支給率でございます。第23条の7関係でございます。

27ページをお願いいたします。

(3)下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条）。

①特定任期付職員の令和4年12月期の期末手当支給率を「100分の162.5」から「100分の167.5」に引き上げます。第9条関係でございます。

②特定任期付職員の1号給の給料月額を1,000円引き上げます。別表関係でございます。

(4)下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第4条）。特定任期付職員の令和5年6月期以降の期末手当支給率を6月期、12月期ともに100分の165とします。第9条関係でございます。

(5)この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条、第4条の規定は、令和5年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(6)下呂市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」といいます。）及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」といいます。）の改正中給料表の改正は、令和4年4月1日から適用します。附則第2項関係でございます。

(7)改正後の給与条例及び任期付職員条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例及び任期付職員条例の規定により支給された給与は、改正後の給与条例及び任期付職員条例の規定による給与の内払いとみなします。附則第3項関係でございます。

(8)この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。附則第4項関係でございます。

次に、29ページをお願いいたします。

議第88号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。令和4年度の人事院勧告に準じて、職員の期末手当及び勤勉手当の合算支給率が改定されることに伴い、特別職の期末手当の支給に関しても必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱で説明をいたしますので、31ページをお開きください。

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、改正理由は提案理由と同じですので、省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）。令和4年12月期の期末手当支給率を次表のとおり引き上げます。常勤の特別職職員（年間+0.1月）、下線部分が改正箇所でございます。令和4年度改定後の期末手当12月期分を0.1引き上げるもので、総支給率につきましても同様でございます。第5条関係でございます。

(2)下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正（第2条）。令和5年6月期以降の期末手当支給率を次表のとおり改定いたします。常勤の特別職職員、下線部分が改正箇所でございます。令和4年度改定後欄の6月期、12月期をそれぞれ同率として、総支給率に関しましては変更がありません。第5条関係でございます。

32ページをお願いいたします。

(3)この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行します。附則関係でございます。

次に、33ページをお願いいたします。

議第89号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。令和4年度の人事院勧告に準じて、職員の期末手当及び勤勉手当の合算支給率が改定されることに伴い、議会議員の期末手当の支給に関しても必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱で説明をいたしますので、36ページをお開きください。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、改正理由は提案理由と同じですので、省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第1条）。令和4年12月期の期末手当支給率を次表のとおり引き上げます。議会議員の議員（年間+0.1月）、下線部分が改正箇所でございます。令和4年度改定後欄の期末手当12月期を0.1引き上げるものでございます。総支給率につきましても0.1引上げをします。第5条関係でございます。

(2)下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第2条）。令和5年6月期以降の期末手当の支給率を次表のとおり改定いたします。議会議員の議員、下線部分が改正箇所でございます。令和4年度改定後欄の6月期、12月期を同率の支給率とするための改定でございます。総支給率については変更ございません。第5条関係でございます。

(3)この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行いたします。附則関係でございます。

以上でございます。3議案につきまして御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井政良君）

これより本3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第87号から議第89号までの3件については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第87号から議第89号までの3件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本3件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本3件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第87号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第87号については原案のとおり可決されました。

議第88号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第88号については原案のとおり可決されました。

議第89号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第89号については原案のとおり可決されました。

◎議第90号から議第94号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井政良君）

日程第10、議第90号 令和4年度下呂市一般会計補正予算（第11号）、日程第11、議第91号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、日程第12、議第92号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）、日程第13、議第93号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、日程第14、議第94号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）、以上5件を一括議題といたします。

初めに、議第90号から議第94号までの5件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま一括上程されました議第90号から議第94号までの補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年内、または早急に対応を行いたい案件でございます。令和4年度の人事院勧告を踏まえた給与の補正をはじめ、あさぎりサニーランドのナースコール設備の更新、消防救急工作車の修繕、令和4年8月豪雨の公共土木施設災害復旧工事の増額に係る予算を計上しております。

詳細につきましては担当部長がそれぞれ御説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今井政良君）

次に、議第90号について詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

それでは、議第90号 令和4年度下呂市一般会計補正予算（第11号）の詳細説明を申し上げます。

議案書の39ページをお開きください。

令和4年度下呂市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,957万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ258億8,889万8,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は繰越明許費で、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費によるものです。

第3条は地方債の補正で、地方債の変更は、第3表 地方債補正によるものです。令和4年11月30日提出。

補正内容は事項別明細書にて説明いたしますので、47ページをお開きください。

歳入でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金377万7,000円の増額は、公共土

木施設現年補助災害復旧事業に係る国庫負担金です。

その下、19款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金4,400万円の増額は、今回の補正で財源調整のために財政調整基金から繰り入れるものです。

その下、22款市債、1項市債、9目災害復旧債180万円の増額は、公共土木施設現年補助災害復旧事業に係る災害復旧事業債です。

次に、歳出でございます。

歳出予算につきましては、令和4年度の人事院勧告を踏まえた給料、手当等と、これらに伴う繰出金について補正計上しております。

人件費については給与費明細書で増額分を説明しますので、人件費補正を除き、事項別明細書で説明をいたします。

52ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、特別会計繰出金34万9,000円の増額は、人事院勧告を踏まえた給与等の増額補正に係る国民健康保険事業特別会計（保険事業勘定）繰出金です。

その下、3目高齢者福祉費484万円の増額は、あさぎりサニーランドのナースコールの故障に伴うナースコール設備更新のための工事費です。

その下、4目介護保険費、特別会計繰出金155万7,000円の増額は、人事院勧告を踏まえた給与等の増額補正に係る介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金33万3,000円と介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）繰出金122万4,000円です。

55ページをお開きください。

最下段の4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、特別会計繰出金82万8,000円の増額は、同様の給与等の増額補正に係る国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）繰出金です。

62ページをお開きください。

中段の9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、中消防署諸経費臨時の修繕料715万円の増額は、消防救助工作車の点検作業中に起きた照明装置の破損に対する修繕料の増額補正です。

なお、修理に関して部品の調達に不測の期間を要することから年度内完成が困難であるため、43ページになりますが、補正額全額を繰越明許費として計上しております。また、車両の損害保険の対象となる見込みですが、修繕完了後の収入となるため、年度を越えた収入になりますので、今年度の歳入予算に計上をしておりません。

66ページをお開きください。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費816万3,000円の増額は、本年度の8月豪雨による金山地域の災害復旧工事について、9月定例会で議決いただいた事業費に対し、実施設計及び10月実施の災害査定により工事費の不足が判明したことから、整備工事費を増額するものです。

14款予備費は、歳入歳出の財源調整として34万1,000円を減額するものです。

67ページを御覧ください。

人事院勧告を踏まえた給与改定に伴う給与等補正額の明細です。

特別職の給与明細です。

表の比較欄を御覧ください。

期末手当が年間支給率0.1か月分引き上げられたことによる51万7,000円の増額と共済費3万6,000円の増額です。

68ページをお願いします。

一般職の明細書です。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。

給与改定及び勤勉手当年間支給率0.1か月分の引上げにより、給料を562万6,000円増額、職員手当を1,670万7,000円増額、共済費を324万3,000円増額するものです。職員手当の内訳は、下の表のとおりです。

71ページをお開きください。

地方債の調書です。

表の右下が令和4年度末の残高見込額で、229億1,307万8,000円となる見込みでございます。

以上で、令和4年度下呂市一般会計補正予算（第11号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第91号について詳細説明を求めます。

市民サービス課長。

○市民サービス課長（山中明美君）

それでは、議案書73ページをお願いいたします。

議第91号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の詳細説明をいたします。

令和4年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ34万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも33億9,713万円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和4年11月30日提出。

74ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

9款繰入金34万9,000円の増額は、給与改定に伴う職員給与費を一般会計から繰り入れるための増額補正でございます。

下段、歳出でございます。

1款総務費34万9,000円の増額は、給与費改定に伴う職員給与費の増額補正でございます。

75ページからは歳入歳出補正予算の事項別明細書、79ページからは給与費明細書となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第92号及び議第93号について詳細説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（野村 穰君）

それでは、議案書の83ページをお開きください。

議第92号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和4年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,183万4,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表によります。令和4年11月30日提出。

それでは、84ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金は、給与改定に伴う一般会計繰入金122万4,000円の増額で、内訳は小坂老人保健施設分が98万5,000円、居宅予防サービス計画事業分が23万9,000円でございます。

下段は歳出です。

1款総務費、1項総務管理費5万円、2款サービス事業費、2項施設介護サービス事業費93万5,000円、3項居宅予防サービス計画事業費23万9,000円、これらは職員給料及び職員手当等の増額によるものでございます。

85ページからは事項別明細書、89ページから91ページは給与費明細書でございます。

引き続きまして、93ページをお開きください。

議第93号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）でございます。

令和4年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億5,774万円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。令和4年11月30日提出。

それでは、94ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金15万6,000円、6 款県支出金、3 項県補助金7万8,000円、10 款繰入金、1 項一般会計繰入金33万3,000円、2 項基金繰入金9万4,000円、これらは給与改定に必要な経費を国・県・市において負担するための増額でございます。

続いて歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費66万1,000円の増は、職員給料及び職員手当の増額によるものでございます。

95ページからは事項別明細書、99ページから101ページは給与費明細書でございます。

以上で、2 特別会計の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第94号について詳細説明を求めます。

小坂診療所管理課長。

○小坂診療所管理課長（細江 実君）

それでは、議案書103ページをお願いいたします。

議第94号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）でございます。

令和4年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,757万1,000円とするものでございます。款項の区分、金額は第1表によるものでございます。令和4年11月30日提出。

次に、104ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

7 款繰入金82万8,000円の増額は、給与改定に伴う職員給与費を一般会計より繰り入れるための増額補正でございます。

続きまして、下段、歳出でございます。

1 款総務費10万5,000円の増額は、給与改定に伴う小坂診療所一般職員の給与費の増額補正でございます。

2 款医業費72万3,000円の増額は、給料改定に伴う小坂診療所医療職員の給与費の増額補正でございます。

105ページからは事項別明細書、108ページからは給与費明細書でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどお願いをいたします。

○議長（今井政良君）

これより本5件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 中島ゆき子議員。

○7番（中島ゆき子君）

議案書52ページをお願いいたします。

ただいま御説明をいただきました一般会計補正予算、民生費、高齢者福祉費の中で、あさぎりサニーランドのナースコールの故障ということで御説明をいただきました。大変重要な設備だと思しますので、予備費を使ってでも修繕が必要かと思いますが、どの程度の故障だったのか教えてください。

こちらのあさぎりサニーランドにつきましては、令和4年度当初予算で1,500万円ほどで高圧電気設備の改修工事、あとエアコンの設置などの改修工事を予定されておまして、今回の補正予算を合わせますと約2,000万ほどの補修が必要となっております。あさぎりサニーランドは施設が古くなっておるということで、今後検討されるということでしたけど、今までの段階で何か決まったことがありましたらお聞かせください。

以上2点、お願いいたします。

○議長（今井政良君）

福祉部長。

○福祉部長（野村 穰君）

あさぎりサニーランドのナースコールの件でございます。

今回、55台全部を取り替えるということになっております。それまでもちょっと調子が悪かったんですが、8月の末にほぼこれは駄目になったということで更新の検討に入りました。その間、既存の設備でPHSとか、そういった機器もございまして、それが何とか新しいところでも利用できないかとか、そのような工夫をしたり、機器選定などにちょっと手間取りまして、今回の予算計上ということになった次第でございます。

あと、あさぎりサニーランドの老朽化の件ですが、57年から今40年ほどたっております。まだ使えるところは使えますし、修理できるところは修理できます。あと、今度新しく建てると思いますと財源のこともございますし、そういったことを現在検討しておる最中でございます。以上でございます。

○議長（今井政良君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第90号から議第94号までの5件については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第90号から議第94号までの5件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本5件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本5件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第90号 令和4年度下呂市一般会計補正予算（第11号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第90号は原案のとおり可決されました。

議第91号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第91号は原案のとおり可決されました。

議第92号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第92号は原案のとおり可決されました。

議第93号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第93号は原案のとおり可決されました。

議第94号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第94号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は10時40分といたします。

午前10時29分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（今井政良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議第95号から議第99号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（今井政良君）

日程第15、議第95号 市道の路線認定について、日程第16、議第96号 財産の取得について、日程第17、議第97号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について、日程第18、議第98号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について、日程第19、議第99号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について、以上5件を一括議題といたします。

最初に、議第95号及び議第96号について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（野村直己君）

議案書の111ページをお願いいたします。

議第95号 市道の路線認定について。

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線を認定する市道の路線名は中原東35号線で、起点、下呂市火打字境平1237番5地先から終点、下呂市火打字境平1236番8地先まででございます。令和4年11月30日提出。

提案理由でございますが、一般県道門和佐瀬戸線の道路改良に伴い、県道の一部が市へ移譲されるため市道の路線を認定するものでございます。

113ページを御覧ください。

認定する路線の概要についてお示しをしております。

路線名及び起終点につきましては今ほど申し上げたとおりで、道路の幅員は3.2メートル、延長は296.9メートル、認定理由につきましては、現在、岐阜県において事業を実施されている一般県道門和佐瀬戸線おんじ工区の改良工事に伴いまして、対岸に整備されるバイパスの供用が開始されたときには、旧道処理により県道の一部を、図面の黒の実線で表記した部分でございますが、市が譲り受けるものでございます。

続いて、115ページをお願いいたします。

議第96号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

1. 財産の種類は土地でございます。2. 所在、地目、面積及び取得の相手方につきましては、次のページ、116ページにお示しをしております取得する財産の一覧表に記載のとおりで、面積の合計は2万6,475平方メートルでございます。

115ページへ戻っていただき、3. 取得金額は9,283万4,940円でございます。令和4年11月30日提出。

提案理由でございますが、転石や浮石の危険箇所の回避や異常気象時の通行規制区間の緩和を図ることを目的に、国土交通省中部地方整備局高山国道事務所において施工する国道41号門原防災事業のトンネル掘削に伴う残土処分場用地として、ただいま説明させていただいたとおり財産を取得したいので、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

続いて、議第97号について提案理由の説明を求めます。

地域振興部長。

○地域振興部長（小池雅之君）

議案書117ページをお開きください。

議第97号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の同意を求める。

1. 施設の名称、下呂市濁河温泉市営露天風呂。
2. 指定管理者となる団体の名称、下呂市小坂町大洞965番地2、株式会社ノイジィー、代表取締役社長 保田悦宏。
3. 指定の期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで3年でございます。令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（今井政良君）

発言の訂正がありましたので、よろしくお願ひします。

○地域振興部長（小池雅之君）

議案説明のところで、指定管理者の指定をすることについて議会の同意を求めると発言いたしましたが、議決の議決を求めるでございますので、訂正をさせていただきます。

○議長（今井政良君）

次に、議第98号について提案理由の説明を求めます。

健康医療課長。

○健康医療課長（亀山嘉人君）

議案書の119ページをお願いいたします。

議第98号 下呂市飛驒川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1. 施設の名称、下呂市飛驒川温泉しみずの湯。
2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市萩原町四美1426番地1、株式会社ホリスティ

ック南飛驒、代表取締役 益子一穂。

3. 指定管理の期間、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年でございます。令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第99号について提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（野村 稔君）

それでは、議案書の121ページをお願いいたします。

議第99号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1. 施設の名称、やすらぎセンター四美。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市萩原町萩原875番地2、社会福祉法人下呂市社会福祉協議会、会長 大前一廣。

3. 指定の期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで3年間となります。令和4年11月30日提出。

提案理由、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

これより本5件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 中島達也君。

○14番（中島達也君）

議第95号、市道の認定について、今、部長の提案説明を聞いていて、いよいよ始まるかなという思いで大変ありがたいなというふうに思っております。いわゆる、おんじ工区、おんじバイパスですね、大体市として供用開始をいつ頃というふうに考えているのか、教えてください。

○議長（今井政良君）

建設部長。

○建設部長（野村直己君）

おんじ工区、旧道処理につきましては、県との事前のやり取りの中で旧道計画を立てております。現在、旧道処理計画書として県からお示しをいただいておりますバイパスの完成等の見込みの時期でございますが、令和15年の3月31日というふうになってございます。以上でございます。

○議長（今井政良君）

14番、いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

今ちょっと関連しますが、部長に確認と今の認識を聞きたいと思えますけれども、この路線認定は、そもそも改良済みになったところで従来の路線を市道へ振り替えすると、こういう内容ですか、これは。

それで、そのときに必要なのは、従来の旧県道部分をしっかりと整備して、ということは側溝蓋の破損とか舗装の破損とか、そういうものをしっかりと整備して市で譲り受けるというのが基準だったというふうに私は認識しておりますが、そのような話合いができておるんですか。

○議長（今井政良君）

建設部長。

○建設部長（野村直己君）

議員おっしゃるとおり、譲り受けた後で引き続き市道として活用していくものは、事前に県と現地確認等を行いまして、譲り受けるために必要な修繕は引渡しの日までに県のほうで責任を持って対応していただくということで調整させていただきながら事業を進めてまいります。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（今井政良君）

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

やっぱりこれは、下呂市は特に県道改良が遅れておる。一般県道を含め、さらに主要地方道を含めても、いろいろな路線で遅れを持っておりますので、今後随時、改良を強固に進めていただくことが必要だと思います。そこで大事なのが、やはり今度は市道にした場合の維持管理等々が軽微で済むように、しっかりとそのときに協議をしておくのが市民にとって大事であろうと、こういうことを申し上げておきます。

それからもう一点、残土処理のサイラ野の土地を買うという今案が出ましたが、単価について教えてもらえますか。

○議長（今井政良君）

建設部長。

○建設部長（野村直己君）

申し訳ございません。残土処分場、お示ししたとおり22筆でございます。それぞれの地目が田、原野、雑種地ということになってございますが、それぞれの単価ということでございますが、計

算をさせていただきますので、少々お待ちいただいてもよろしいでしょうか。

少しだけお時間をください。

○議長（今井政良君）

それでは、今即答できないそうですので、ほかに質問を変えて質疑を受けます。

質疑はございませんか。

建設部長。

○建設部長（野村直己君）

田んぼでございますが、平米3,900円、雑種地が平米400円という計算で算定をさせていただいております。よろしくお願いたします。

○議長（今井政良君）

10番 伊藤厳悟君、いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終結いたします。

議第95号から議第99号までの5件については、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議第100号から議第112号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（今井政良君）

日程第20、議第100号 下呂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第101号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第102号 下呂市職員の降給に関する条例について、日程第23、議第103号 下呂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、日程第24、議第104号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第25、議第105号 下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第26、議第106号 下呂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第27、議第107号 下呂市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程第28、議第108号 下呂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、日程第29、議第109号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第30、議第110号 公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第31、議第111号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第32、議第112号 下呂市職員の再任用に関する条例を廃止する条例について、以上13件を一括議題といたします。

議第100号から議第112号までの13件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（今瀬成行君）

それでは、議案書の123ページをお願いいたします。

議第100号 下呂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員の定年が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、第3条で職員の定年を「60歳」から「65歳」に、医師・歯科医師の定年を「65歳」から「70歳」に改めます。

第7条では、管理監督職の上限年齢を60歳と規定します。

第9条では、1年を超えない範囲で引き続き管理監督職として勤務できる制度、特例任用について規定します。

附則関係では、施行日及び現在の再任用職員を新条例による暫定再任用職員として採用できる経過措置を規定いたします。

次に、143ページをお願いいたします。

議第101号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員の定年が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、条文本文中の制定附則関係で、60歳到達後の最初の4月1日から職員の給料月額を60歳到達時の月額給料の7割と規定します。

附則関係では、施行日を規定いたします。

次に、165ページをお願いいたします。

議第102号 下呂市職員の降給に関する条例について。

下呂市職員の降給に関する条例を別紙のとおり定める。令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。地方公務員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、管理監督職勤務上限年齢制が導入され、60歳となった管理監督職を管理監督職でない他の職へ降任させることにより降給が生じるため、当該条例を制定するものでございます。

概要につきましては、第1条では条例の趣旨を、第2条では降給の種類を、第3条では降格の事由を、第4条では降号の事由を規定しています。

附則関係では、施行日及び給料月額の7割水準も降給に含めること、企業職員及び技能労務職

員への準用を規定いたします。

次に、171ページをお願いいたします。

議第103号 下呂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員の定年が現行の60歳から段階的に65歳まで引き下げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、第4条で減給の懲戒処分を受けたときの対象となる給料月額の対象を処分の発令日及び減給額の上限を実際に支給される給料月額の5分の1とする規定を追加します。

附則関係では、施行日を規定いたします。

次に、175ページをお願いします。

議第104号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員の定年が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、第2条で引用する地方公務員法の条項を改めます。

各条文中の「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。

附則関係では、施行日を規定いたします。

次に、181ページをお願いいたします。

議第105号 下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員の定年が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、第4条で引用する地方公務員法の条項を改めます。

第8条では、任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額を定めます。

附則関係で、施行日を規定いたします。

次に、185ページをお願いいたします。

議第106号 下呂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について。

下呂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

を別紙のとおり定める。令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員の定年が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、第2条で引用する地方公務員法の条項を改めます。

第2条、第4条で、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。

附則関係で、施行日及び暫定再任用職員への適用を規定いたします。

次に、189ページをお願いいたします。

議第107号 下呂市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員の定年が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、第2条で引用する地方公務員法の条項を改めます。

附則関係で、施行日を規定いたします。

次に、193ページをお願いいたします。

議第108号 下呂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員の定年が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、第3条で引用する地方公務員法の条項を改めます。

附則関係で、施行日を規定いたします。

次に、197ページをお願いいたします。

議第109号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員の定年が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、第2条及び第10条で育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職

員を追加いたします。

条文中で引用する地方公務員法の条項及び字句を改めます。

附則関係で、施行日を規定いたします。

次に、201ページをお願いいたします。

議第110号 公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について。

公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員の定年が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、第2条及び第10条では公益法人等へ派遣できない職員等を追加します。

附則関係で、施行日及び当該条例から除外、適用される職員を規定いたします。

次に、205ページをお願いいたします。

議第111号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員の定年が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、第2条で外国の地方公共団体等の機関に派遣できない職員を追加いたします。

附則関係で、施行日を規定いたします。

次に、209ページをお願いいたします。

議第112号 下呂市職員の再任用に関する条例を廃止する条例について。

下呂市職員の再任用に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員の定年が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることから、職員の再任用をする必要がなくなるため、当該条例を廃止するものでございます。

概要としましては、本則で下呂市職員の再任用に関する条例の廃止を規定いたします。

附則関係で、施行日を規定いたします。

以上でございます。13議案につきまして御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井政良君）

総務部長。

○総務部長（今瀬成行君）

申し訳ありません。議第103号の提案理由の説明で、現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられるというところを、私、65歳まで引き下げられるという説明をさせていただきましたが、正しくは65歳まで引き上げられるので、ここで訂正をさせていただいてお詫びさせていただきます。どうも申し訳ありませんでした。

○議長（今井政良君）

これより本13件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第100号から議第112号までの13件については、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議第113号から議第119号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（今井政良君）

日程第33、議第113号 下呂市市営住宅の条例等の一部を改正する条例について、日程第34、議第114号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について、日程第35、議第115号 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、日程第36、議第116号 下呂市湯けむり広場条例の一部を改正する条例について、日程第37、議第117号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について、日程第38、議第118号 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、日程第39、議第119号 令和4年度下呂市下水道事業会計への繰出について、以上7件を一括議題といたします。

初めに、議第113号について提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

議案書の213ページをお開きください。

議第113号 下呂市市営住宅条例等の一部を改正する条例について。

下呂市市営住宅条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。社会状況の変化により連帯保証人の確保が困難となっていることから、下呂市市営住宅等の設置目的を踏まえ、連帯保証人を確保できず入居できないといった事態を生じさせないよう、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、下呂市市営住宅条例第12条、下呂市特定公共賃貸住宅条例第9条、下呂市地域優良賃貸住宅条例第9条の規定にある連帯保証人を削除し、緊急連絡先及び身元引受人を加

える変更を行います。

附則関係では、施行日を規定します。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第114号について提案理由の説明を求めます。

地域振興部長。

○地域振興部長（小池雅之君）

議案書の217ページをお開きください。

議第114号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について。

下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。物価高騰下でも事業継続していけるよう料金改定を行い、経営改善を行うため、当該条例の一部を改正するものです。

概要としましては、別表関係でバンガロー等の施設の利用料金の上限を改正します。

附則関係で、施行日を規定いたします。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第115号について提案理由の説明を求めます。

市民サービス課長。

○市民サービス課長（山中明美君）

それでは、議案書の221ページをお願いいたします。

議第115号 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について。

下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。ゼロ歳から高校生世代まで切れ目のない医療費助成を行い、安心して子育てができる環境を整えるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、第2条関係で子どもの福祉医療費対象年齢を「15歳」から「18歳」に改正するものでございます。

附則関係では、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第116号及び議第117号について提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（河合正博君）

それでは、議案書225ページをお開きください。

議第116号 下呂市湯けむり広場条例の一部を改正する条例について。

下呂市湯けむり広場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年11月30日提出。
提案理由でございます。幸の瀬湯けむり広場を有料市営駐車場として整備するに当たり、広場としての用途に供することができなくなるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としまして、幸の瀬湯けむり広場は、旧下呂温泉病院本館跡地になりますが、今までは暫定的な利用として無料駐車場としていましたが、今後、有料駐車場として整備することで、条例第3条に定める地域産業の振興など広場の用途に使用することが困難となるため、当該条例から削除を行うものでございます。

附則関係では、施行日を定めるものです。

次に、議案書の229ページをお開きください。

議第117号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について。

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年11月30日提出。
提案理由でございます。幸の瀬湯けむり広場を有料市営臨時駐車場として整備するに当たり、市営駐車場条例に定めるとともに、近隣の民間駐車場との料金設定の均衡を図るため、下呂温泉街にある駐車場の料金区分と金額を変更するため改正をするものでございます。

概要としましては、議第116号で説明しました幸の瀬湯けむり広場の料金を設定するのに当たり、当該条例第2条に定めること及び近隣の民間駐車場の料金設定と均衡を図るため、料金区分と金額を同一とし、併せて下呂温泉街にあるほかの2か所の市営駐車場の料金区分と金額も同一とするために、当該条例の一部を改正するものでございます。

附則関係では、施行日を定めるものです。

以上、2議案でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第118号について提案理由の説明を求めます。

環境水道部長。

○環境水道部長（田口 昇君）

それでは、議案書の233ページをお開きください。

議第118号 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。家庭系可燃ごみ及び資源ごみ（ペットボトル）の排出及び収集方法を変更し、ごみ処理手数料を無料とするため、当該条例の一部を改正するものであります。

概要といたしましては、一般家庭から排出されます可燃ごみにつきまして、無料の燃えるごみ処理券を世帯ごとに配付します。ただし、この無料のごみ処理券を超えた排出分につきましては、有料の燃えるごみ処理券を購入していただくものであります。

また、ペットボトル専用袋につきましては、これを廃止するものであります。

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第119号について提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

議案書の237ページをお開きください。

議第119号 令和4年度下呂市下水道事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和4年度下呂市一般会計は、次のとおり令和4年度下呂市下水道事業会計へ繰り出しするものとする。繰出額4,118万2,000円。令和4年11月30日提出。

提案理由でございます。料金収入等の全ての収入を充てても不足する下水道施設の維持管理等に必要な経費を繰り出しすることについて議決を求めるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

これより本7件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

まず、議第113号、そして議第115号について質問させていただきます。

議第113号については、市営住宅の条例を改正するということで、時代の変化に伴い、独居や身寄りのない方というのが増えてくると思われますので、こういった連帯保証人の必要ないという判断も、これは大事なことかと思えます。

そこでお聞きしたいことは、民間では例えば単身高齢者の場合で、いわゆる特定年齢という方ですね。そういう方については、入居を割と断るところが多いようです。その点、市においてはどんな状況なのか、ちょっと関連でお聞きしたいと思えます。

そして、もう一点、議第115号ですが、こういった115号については15歳から18歳までということで、子育て支援とか移住定住などによる下呂市のファンを増やすための、そういった面も考えますと非常に大事な政策で、結構な政策かと思えますが、こういった大事な政策を私たち議会が今まで説明を受けてこなかったということがちょっと残念だと思います。そういう点、今後、議長からこういった重要な議題については、やはり執行部に説明を求めてやっていただきたいというふうにお願いしておきます。

○議長（今井政良君）

答弁をお願いします。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

高齢者の入所の制限が市営住宅等についてはあるかということで御質問いただきましたので、答弁をさせていただきます。

今回の住宅等の条例改正につきましては、3つの種類の住宅の条例について改正をさせていただいております。1つ目、市営住宅については対象者が低額所得者となります。2つ目、特定公共賃貸住宅については、中堅勤労者が入居の対象となります。3つ目、地域優良賃貸住宅については、居住の安定に特に配慮が必要な世帯ということが入所の対象となります。それぞれ3つの対象者が違いますので、市営住宅という意味合いでお答えをさせていただきます。

市営住宅については、先ほど申し述べたとおり、住宅に困窮する低額所得者に対してお貸しをするという設置目的でございますので、高齢者の入所制限については市のほうでは一切行っておりませんので、御承知おきをいただければと思います。以上でございます。

○議長（今井政良君）

副市長。

○副市長（田口広宣君）

ただいまの御指摘がありました点につきましては、先般、議会運営委員会の中で、今日の提案説明についても簡略化させていただきたいという説明の中で、議員さんのほうからも、事前に重要案件については今後説明を欲しいというような意見をいただいておりますので、今後、こうした重要案件については、また議会改革とともに、どのようにしていったいいかということをもたまた議会の方々と協議をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（今井政良君）

11番 一木良一議員。

○11番（一木良一君）

分かりました。今後、そんなことで重要な案件についてはよろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（今井政良君）

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

今、副市長が答弁しましたが、先般、議会運営委員会を開催いたしました。そこで、国からのトンネル、県からのトンネルで基本予算計上がされております。そのときに、下呂市は、このコロナに対しての現状把握をどうして、どういう判断の下に施策を打っておるか。下呂市からの予算の申請は何も上がっておらないということで、これでいいんかというような意見を言ったという記憶がございます。

したがって、国でも、県でも、この緊急事態の中で年末を迎えて大変厳しい状況下の中で、いろんな施策を打っておりますが、下呂は下呂の中でいろいろな問題を把握して、そして市民にど

うということが下呂としてはできるんかということを考えて、こういう本会議のところに下呂の考え方が出てくるような、示されるようなことを、より執行部では協議をされて提案されるのはいんではないかなあと、そういう思いで申し上げますが、どうかこれからは、そういうことをもっと議会へしっかりと相談されて、このような執行をしていただきたいということを強く申し上げておきます。以上です。

○議長（今井政良君）

市長。

○市長（山内 登君）

今回は、こうやって医療費の助成を拡充するという事で、大きな問題ではあるということなんですが、それに伴う準備のお話でございます。僕もいろんな当然重要な案件であれば、議会に事前にお諮りする、全協という形になるのか、どういう形になるかしれませんが、お示しをするのが最適だし、当然のことだと思っております。前回からもそういう御指摘をいろいろお受けしておりましたので、今回もどうなのかなという若干の危惧はありました。もちろん、新年度の当初予算の話、当初の話なんで、制度の話なんで、ただこうやって準備の話が出てくれば、当然話が出てきちゃいますので、そういう場合、今後はそういう案件があれば、事前に全員協議会とか、そういう場で、るる御説明するという事を肝に銘じて執行してまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（今井政良君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終結いたします。

議第113号から議第119号までの7件については、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議第120号から議第129号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（今井政良君）

日程第40、議第120号 令和4年度下呂市一般会計補正予算（第12号）、日程第41、議第121号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、日程第42、議第122号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）、日程第43、議第123号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、日程第44、議第124号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）、日程第45、議第125号 令和4年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）、日程第46、議第126号 令和4年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）、日程第47、議第127号 令和4年度下呂市下水道事業会計補正予算（第1号）、日程第48、議第128号 令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）、日程第49、議第129号 令和4年度

下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）、以上10件を一括議題といたします。

初めに、議第120号から議第129号までの10件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま一括上程されました議第120号から議第129号までの補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策への対応予算、高騰を続ける電気料・燃料費等に対する市有施設の光熱費の増額、新年度に子どもの医療費助成の対象を拡大するための準備経費や、その他事務事業の進捗状況などに沿った見直しなど、第3四半期を終えようとする中、実績を見込んだ調整と年度内に対応しなければならない予算を計上しております。

新型コロナウイルス感染症対策では、市民生活・社会経済活動の回復支援として宿泊クーポン事業の追加実施や事業者支援の増額など、高騰を続ける電気料・燃料費等の増額においては市有施設の光熱費の増額を含め、公の施設の適正維持のため、指定管理施設の光熱費高騰に対応した指定管理料の増額対応、新年度からの子どもの医療費の助成対象の拡大については、現在の中学生までとしている医療費助成の対象を新年度から高校生世代までに拡大するための準備経費を、その他第3四半期を終えようとする中、補正の必要が生じた事務事業として、移住定住促進のための住宅購入費等助成費の増額、市内グループホームの設備整備費への支援、ふるさと寄附金寄附額の上乗せによる返礼品等の経費の増額、介護保険事業における介護サービス給付費の増額、創業支援申請件数の増に対応した支援の追加、農業施設の過年度災害復旧工事の作業内容変更に伴う増額、水道送水管移設工事の舗装本復旧による増額や下水道施設適正管理のための機器修繕などの予算を計上しております。

なお、コロナ対策につきましては、さらに皆さん方に事前の説明を今後ともしっかりとさせていただきたいということだけ追加で申し上げさせていただきます。

なお、詳細につきましては各担当部長がそれぞれ説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今井政良君）

次に、議第120号について詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

それでは、議第120号 令和4年度下呂市一般会計補正予算（第12号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度下呂市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億1,167万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ262億57万3,000円とするものです。

款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

第2条は繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正によるものです。

第3条は債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、第3表 債務負担行為補正によるものです。

第4条は地方債の補正で、地方債の変更は、第4表 地方債補正によるものです。令和4年11月30日提出。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

1款市税は9,459万1,000円の増額で、市民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税の現年度課税分について、課税実績及び収入見込みによる増額を計上しています。

15款国庫支出金は7,537万8,000円の増額で、市内グループホームの設備整備補助に係る交付金1,546万円の増額、社会資本整備総合交付金をはじめとした道路橋梁費補助金の交付決定に伴う6,357万8,000円の減額、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援分として交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億2,021万1,000円の増額などが主な内容です。

16款県支出金は1,766万9,000円の増額で、福祉医療費助成費の増に伴う補助金867万9,000円の増額、県単林道改良事業ののり面改良工事に伴う補助金355万4,000円の増額、過年度農業施設災害復旧費の事業費増に伴う補助金941万5,000円の増額、県議会議員選挙費の年度間調整による委託金275万6,000円の減額などが主な内容です。

17款財産収入は543万円の増額で、公募による土地の売払収入114万円と廃車公用車6台の売却による物品売払収入429万円です。

18款寄附金は170万3,000円の増額で、指定寄附金3件分の50万3,000円と企業版ふるさと寄附金2件分の120万円を計上しています。

19款繰入金は8,508万1,000円の増額で、今回の補正の財源調整による財政調整基金繰入金9,000万円の増額と社会資本整備総合交付金事業の財源補正に伴う公共事業基金繰入金480万円の減額が主な内容です。

3ページを御覧ください。

21款諸収入は2,596万5,000円の増額で、収入実績による延滞金581万1,000円の増額、非常勤職員の公務災害による補償保険金245万1,000円の増額、消防救急デジタル無線整備工事に係る訴訟事件の和解金1,137万円の増額が主な内容です。

22款市債は570万円の増額で、県単かんがい排水事業への緊急自然災害防止対策事業債220万円の増額、道路橋梁整備事業及び都市計画事業の事業費調整による350万円の増額を計上しています。

続いて、4ページをお開きください。

歳出でございます。

歳出予算につきましては、11款、12款、14款を除き、職員異動等に伴う給料・手当等を補正計

上しております。

2款総務費は7,450万3,000円の増額で、人件費の補正のほか、主なものとして萩原庁舎をはじめ市有施設の電気料高騰に伴う電気料1,006万3,000円の増額、地方公務員等共済組合法の適用拡大に伴う会計年度任用職員共済費798万8,000円の増額、ふるさと寄附金額上方修正に伴う返礼品等必要経費4,232万2,000円の増額、下呂交流会館をはじめ光熱費高騰による指定管理施設の指定管理料1,396万1,000円の増額などが主な内容です。

3款民生費は7,463万9,000円の増額で、人件費補正のほか、介護給付費の増額に伴う介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金506万4,000円の増額、市内グループホーム施設に対する設備整備補助1,546万円の増額、福祉医療費の助成については医療費助成の不足見込み分2,370万4,000円の増額と、令和5年度から子どもの医療費助成の対象を中学生から高校生世代までに拡大するための準備経費109万9,000円の増額、令和3年度事業の確定による国・県支出金の返還金3,073万4,000円の増額などが主な内容です。

4款衛生費は8,895万円の増額で、人件費補正のほか、金山病院の運営に必要な繰り出し5,248万7,000円の増額、小坂診療所の電気料、時間外手当の増額及び馬瀬診療所のシステム導入経費に係る国保特別会計（診療施設勘定）繰出金1,007万5,000円の増額、しみずの湯の光熱費高騰による指定管理料673万2,000円の増額、ごみ処理・し尿処理施設の電気料高騰による電気料1,629万9,000円の増額などが主な内容です。

6款農林水産業費は1,946万1,000円の増額で、人件費補正のほか、下水道施設の電気料高騰に伴う下水道事業会計への繰り出し1,092万1,000円の増額、県単林道改良事業ののり面改良工事710万8,000円の増額などが主な内容です。

7款商工費は1,963万9,000円の増額で、人件費補正のほか、新型コロナウイルス感染症対策として、県に対する感染症拡大防止協力金負担金が確定したことに伴い、340万9,000円減額する一方で、国の事業の上乗せ支援として実施しているコロナ対策事業追加支援補助金589万4,000円の増額、創業者支援申請件数の増加に伴う追加支援320万円の増額、宿泊クーポン券事業を追加実施するための補助金500万円の増額などが主な内容です。

5ページを御覧ください。

8款土木費は1,968万3,000円の減額で、人件費補正のほか、国道41号門原防災対策事業の残土処分場用地取得における物件補償費の補償調査に伴う981万9,000円の増額や、電気料高騰に伴う道路照明等電気料490万8,000円の増額、国費の交付決定に伴い事業費を見直したことによる社会資本整備総合交付金事業1,200万円と防災・安全交付金道路事業3,300万円の減額、下水道施設の電気料高騰等に伴う下水道事業会計への繰り出し3,020万1,000円の増額などが主な内容です。

10款教育費は4,104万3,000円の増額で、人件費補正のほか、小中学校給食センターの電気料高騰による電気料1,640万円の増額、金山リバーサイドスポーツセンターをはじめ体育施設の光熱費の高騰による指定管理料720万4,000円の増額などが主な内容です。

11款災害復旧費は962万8,000円の増額で、農業施設の過年補助災害復旧工事の追加による増額

です。

6 ページを御覧ください。

14款予備費は、歳入歳出の財源調整を含め、今後の除雪などの緊急対応に備えるため、921万2,000円を増額するものです。

7 ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正の追加でございます。

6 款農林水産業費の森林経営管理事業1億4,066万2,000円は、コロナ感染症の影響で人が集まった説明会や境界明確化作業などに不測の日数を要したことから、年度内の完成が困難となったため、繰越明許費の追加をするものです。

同じく農林水産業費の県単林道改良事業710万8,000円は、足谷高手洞線の改良工事箇所が急峻で、冬期における工事のため安全に配慮して施工する必要があり、年度内完成が困難となったため、繰越明許費の追加をするものです。

8 款土木費の社会資本整備総合交付金事業（森8号線道路改良事業）2億1,900万円は、工事施工に伴う通行規制について、規制方法や期間について地元関係者との調整に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったため、繰越明許費の追加をするものです。

8 ページをお願いします。

第3表 債務負担行為補正の追加でございます。

令和4年度中から事務を進める必要がある議会だより・広報紙の発行に向けた印刷製本業務、議会会議録調製業務、県議会議員選挙に係る3つの業務、しみずの湯の指定管理業務及びスクールバスの運行業務について債務負担行為を設定するもので、設定期間及び限度額は、それぞれ表にお示ししたとおりでございます。

9 ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正の変更でございます。

変更は、先ほど歳入で説明いたしましたとおり、農林水産業債220万円と土木債350万円を増額するものです。

11ページからは、今ほど申し述べました歳入歳出補正予算の事項別明細書でございます。

少し飛びますが、62ページをお開きください。

こちらは特別職の給与費明細書でございます。

下段の比較欄を御覧ください。

その他の特別職の報酬は、公務災害認定委員会の開催回数の増による1万2,000円の増額及び長等の共済費2万2,000円の増額です。

続いて、63ページは一般職の給与費明細書でございます。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

給料、職員手当、共済費を合わせて1,307万7,000円の減額です。職員手当の内訳については、下表のとおりでございます。

65ページをお開きください。

会計年度任用職員の給与費明細書でございます。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

会計年度任用職員の異動により、フルタイムの職員数は3名増加、パート職員数は1名減少し、報酬、職員給料、手当、共済費等は合わせて929万3,000円の増額です。職員手当の内訳については、下表のとおりでございます。

67ページをお開きください。

債務負担行為の調書でございます。

先ほど説明いたしました8業務に係る限度額と、令和5年度以降の支出予定額と、その財源をお示ししております。

68ページをお開きください。

地方債の調書でございます。

表の右下が令和4年度末の残高見込額で、229億1,724万4,000円となる見込みです。

以上で、令和4年度下呂市一般会計補正予算（第12号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（今井政良君）

次に、議第121号について詳細説明を求めます。

市民サービス課長。

○市民サービス課長（山中明美君）

それでは、補正予算書の69ページをお願いいたします。

議第121号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の詳細説明をいたします。

令和4年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ102万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも33億9,815万9,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和4年11月30日提出。

70ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

9款繰入金102万9,000円の増額は、保険基盤安定制度に係る保険税軽減分及び保険者支援分、未就学児均等割軽減分に係る国及び県負担金の確定等に伴い、一般会計からの繰入金が432万8,000円の減額となり、これを補うための国民健康保険基金からの繰入金が535万7,000円増額となることが主な内容でございます。

下段は歳出でございます。

1款総務費28万3,000円の増額は、給与改定に伴う補正でございます。

3 款国民健康保険事業費納付金につきましては、増減額はなく、財源の補正でございます。

7 款諸支出金74万6,000円の増額は、特別調整交付金の精算に係る返還金でございます。

71ページからは歳入歳出補正予算の事項別明細書、75ページからは給与費明細書となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

説明の途中ではございますが、ここで休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（今井政良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長より発言の訂正の申出がありましたので、これを許可します。

建設部長。

○建設部長（野村直己君）

先ほどの議第96号 財産の取得についての10番議員からの御質問に対する御答弁におきまして、私、雑種地の単価を1平方メートル当たり400円と申し上げましたが、正しくは1平方メートル当たり4,000円の誤りでございますので、おわびして訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（今井政良君）

次に、まちづくり推進部長から発言の訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

議第120号、一般会計補正予算（第12号）の説明について一部訂正をさせていただきます。

予算書の65ページ、会計年度任用職員の給与費明細書の説明におきまして、私のほうの説明で、フルタイムの職員数は3名増加、パート職員数は1名減少とお伝えをさせていただきましたけれども、正しくはフルタイム職員数は1名減少、パート職員数は3名増加の誤りでございましたので、おわびして訂正をさせていただきます。

○議長（今井政良君）

次に、総務部長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

総務部長。

○総務部長（今瀬成行君）

本日上程させていただきました議第116号及び議第119号、ページ数が225ページと237ページでございますが、議案書の記載に一部誤りがありましたので、おわびをして訂正させていただきたいと思っております。

議案書につきましては、13日の本会議の前に差し替えをさせていただきたいというふうに思っ

ておりますので、よろしくお願ひいたします。

今後、このようなことがないように気をつけてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（今井政良君）

ここで一言申し上げておきます。

執行部の皆さんにおかれましては、今後の議案の調製、または議案の説明に当たっては、慎重を期していただきますよう申し添えておきます。

次に、議第122号及び議第123号について詳細説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（野村 穰君）

それでは、補正予算書の77ページをお開きください。

議第122号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

令和4年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,454万円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表によります。令和4年11月30日提出。

それでは、78ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金270万6,000円の増額で、内訳は小坂老人保健施設分212万1,000円の増、居宅予防サービス計画事業分58万5,000円の増でございます。

下段の歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費154万9,000円は、小坂老人保健施設の電気料増額の139万9,000円が主なものです。

2款サービス事業費、2項施設介護サービス事業費57万2,000円は、小坂老人保健施設の職員手当の増額によるものです。

3項居宅予防サービス計画事業費58万5,000円は、職員欠員補充のための会計年度任用職員の勤務時間延長による包括支援センター人件費の増加によるものです。

79ページからは事項別明細書、83ページから86ページは給与費明細書でございます。

続きまして、87ページをお願いいたします。

議第123号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）でございます。

令和4年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,531

万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億9,305万8,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。令和4年11月30日提出。

それでは、88ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

4款国庫支出金、2項国庫補助金15万1,000円、5款支払基金交付金1万2,000円、6款県支出金、3項県補助金7万4,000円、これらは地域支援事業交付金の増額でございます。

10款繰入金、1項一般会計繰入金506万4,000円は、介護給付費繰入金427万5,000円が主なものでございます。

2項基金繰入金3,001万7,000円は、介護保険基金の繰入金でございます。

89ページの歳出を御覧ください。

主なものについて説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費91万6,000円は、職員手当の増額が主なものです。

2款の保険給付費は、令和4年度上半期の実績に基づく給付見込みによる給付費の増額でございます。

1項介護サービス等諸費は、居宅介護サービス給付費は1,000万円の減額、地域密着型介護サービス給付費は1,000万円の減額、施設介護サービス給付費4,400万円の増額が内訳となっております。

2項につきまして、介護予防サービス等諸費300万円の増額、5項高額介護サービス等費は575万円の増額、8項特定入所者介護サービス等費は40万円の増額ということになっております。

91ページからは事項別明細書、101ページから103ページは給与費明細書でございます。

以上で、2特別会計の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第124号について詳細説明を求めます。

小坂診療所管理課長。

○小坂診療所管理課長（細江 実君）

それでは、補正予算書105ページをお願いいたします。

議第124号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）でございます。

令和4年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,061万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,818万3,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和4年11月30日提出。

次に、106ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

7 款繰入金1,007万5,000円の増額は、電気料高騰による対応、職員手当の増額、馬瀬診療所のオンライン資格認証システム導入に伴う増額でございます。

9 款諸収入53万7,000円の増額は、オンライン資格認証システム整備に係る補助金でございます。

続きまして、下段、歳出でございます。

1 款総務費271万4,000円の増額は、電気代高騰に伴う増額248万1,000円が主なものでございます。

2 款医業費789万8,000円の増額は、職員手当等の増額418万3,000円と備品購入費371万5,000円の増額によるものでございます。

107ページからは事項別明細書、111ページからは給与費明細書でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第125号について詳細説明を求めます。

地域振興部長。

○地域振興部長（小池雅之君）

それでは、補正予算書の115ページをお開きください。

議第125号 令和4年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和4年度下呂市の下呂財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ57万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも703万1,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表の歳入歳出予算補正によります。令和4年11月30日提出。

それでは、116ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の上段は歳入でございます。

第1款の財産収入は、主に駐車場の賃貸契約見直しに伴う土地貸付収入19万1,000円の減額でございます。

第4款の諸収入は、主に中部電力株式会社における立木補償費及び地役権設定に係る補償費76万1,000円の増額でございます。

続いて、下段の歳出でございます。

第1款の総務費68万9,000円の増額は、主にさきに説明しました歳入を下呂財産区管理運営基金に積み立てるものでございます。

第3款の諸支出金11万9,000円の減額は、事業費の確定に伴い、一般会計への繰出金の額の確定に伴うものでございます。

117ページからは、今ほど申し上げました歳入歳出補正予算の事項別明細書となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第126号及び議第127号について詳細説明を求めます。

環境水道部次長。

○環境水道部次長（今村正直君）

それでは、補正予算書121ページをお開きください。

議第126号 令和4年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和4年度下呂市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

水道事業費用は864万4,000円を増額し、12億6,271万4,000円とするものです。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億171万4,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金7,982万7,000円及び消費税資本的収支調整額2,188万7,000円で補てんするものとする。」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,247万3,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金9,734万円及び消費税資本的収支調整額2,513万3,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入につきましては1,500万円を増額し、5億1,369万円とする。

資本的支出につきましては3,575万9,000円を増額し、6億3,616万3,000円とするものです。令和4年11月30日提出。

詳細については、補正予算実施計画で説明しますので、122ページをお開きください。

上段です。

収益的支出の水道事業費用864万4,000円増額のうち、1目の原水及び浄水費845万円の増額は、水道施設の電気料の増額によるものです。

3目の総係費19万4,000円の増額は、上下水道運営委員会の開催数増などによるものでございます。

中段の資本的収入1,500万円の増額は、岐阜県が実施されます馬瀬地内の国道改良工事において支障となる水道管の移設のための県からの負担金の増額でございます。

下段になります。

資本的支出3,575万9,000円増額のうち、1項の建設改良費3,572万3,000円の増額は、市道森96号線の舗装工事と、さきに説明しました馬瀬地内の支障水道管の移設工事に伴う増額でございます。

2項の企業債償還金3万6,000円の増額は、起債償還金の利率見直しに伴う補正でございます。

123ページ以降にキャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、実施計画明細書がございます。御確認をください。

続きまして、議第127号について説明します。

補正予算書133ページをお開きください。

議第127号 令和4年度下呂市下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和4年度下呂市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度下呂市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

下水道事業収益については4,110万1,000円を増額し、12億9,427万4,000円とするものです。

下水道事業費用については6,737万1,000円を増額し、19億4,621万9,000円とするものです。

134ページをお願いします。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入は2万1,000円を増額し、12億373万1,000円とする。

資本的支出は2万1,000円を増額し、11億9,849万7,000円とするものです。

第4条、予算第10条中「2億7,163万8,000円」を「3億1,273万9,000円」に改めるものでございます。令和4年11月30日提出。

詳細につきましては、補正予算実施計画で説明しますので、135ページをお願いします。

まず、上段の下水道事業収益4,110万1,000円増額のうち、1項の営業収益4,117万4,000円の増額は、下水道施設の電気料の増額に伴う一般会計からの繰入金増額でございます。

2項の営業外収益7万3,000円の減額は、起債償還金の利率の見直しに伴う一般会計繰入金の減額です。

下段になります。

下水道事業費用6,737万1,000円増額のうち、1項の営業費用6,744万4,000円の増額は、下水道施設の電気料の増額と処理場の機械設備等の修繕に伴う増額でございます。

2項の営業外費用7万3,000円の減額は、起債償還利率の見直しによるものでございます。

136ページをお願いします。

資本的収支でございます。

資本的収入・支出とも2万1,000円の増額ですが、起債償還金の利率見直しに伴う償還元金及び一般会計繰入金の増額でございます。

137ページ以降にキャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、実施計画明細書がございます。御確認をください。

以上で、議第126号及び議第127号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（今井政良君）

次に、議第128号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（河合正博君）

それでは、補正予算書145ページをお開きください。

議第128号 令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）です。

第1条、令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款下呂温泉合掌村事業費用の第1項営業費用について、177万5,000円を増額補正し、補正後の額を2億1,044万6,000円とするものです。令和4年11月30日提出。

次ページから150ページまではキャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表でございますので、お目通しをください。

次に、151ページをお開きください。

補正予算実施計画明細書で補正額の説明をいたします。

実施計画明細書、支出の部の上から3段目の2目施設経営費は、補正額177万5,000円の増額でございます。これは光熱水費のうち電気料ですが、9月定例議会でも電気料の増額を御承認いただきましたが、その後も急激な増額が続き、現状では予算が不足することから増額補正をするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第129号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（加藤和男君）

それでは、補正予算書153ページをお願いいたします。

議第129号 令和4年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第1条、令和4年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条は、令和4年度下呂市立金山病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を補正するものでございます。

(1)年間患者数につきましては、入院を2,190人減の1万9,710人、外来では1,701人減の3万4,749人といたします。

(2)1日平均患者数につきましては、入院を6人減の54人、外来では7人減の143人といたします。

第3条は、予算第3条で定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入では、第1款病院事業収益のうち、第1項医業収益を8,407万9,000円減額して11億45万1,000円、第2項医業外収益を5,217万2,000円増額して4億167万3,000円といたします。

154ページをお願いいたします。

支出では、第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用を2,673万9,000円増額して15億5,189

万6,000円とし、第2項医業外費用を315万4,000円減額して2,250万4,000円といたします。

第4条は、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,843万5,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,961万7,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入につきましては、第1款資本的収入のうち、第1項出資金を31万5,000円増額して5,150万7,000円とし、第2項国県支出金を72万1,000円計上するものでございます。

支出につきましては、第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費を158万9,000円増額して3,378万1,000円に、第2項企業債償還金を62万9,000円増額して1億301万4,000円にするものでございます。令和4年11月30日提出。

155ページをお願いいたします。

令和4年度下呂市立金山病院事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1項医業収益で8,407万9,000円を減額いたします。内訳は、1目入院収益を6,281万7,000円減額し、2目外来収益を2,126万2,000円減額するもので、新型コロナウイルス感染拡大や医師の減少などによる現在の状況を踏まえまして、収益の減額を見込むものでございます。

次に、2項医業外収益、4目負担金交付金を5,217万2,000円増額いたします。収益の減額見込みや電気料の高騰による光熱水費の増額などによりまして、不採算地区病院運営経費として繰入れをお願いするものでございます。

下段の支出でございます。

1項医業費用、3目経費2,673万9,000円の増額は、当直医師の報償費の増額と光熱水費の増額が主なものでございます。

次に、2項医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費315万4,000円の減額は、過去に借りました企業債の利率見直しによる利息の減額が主なものでございます。

156ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入につきましては、1項出資金、1目他会計出資金31万5,000円の増額で、企業債の利率見直しによる元金償還額の増額に伴うものでございます。

2項国県支出金、1目国県補助金72万1,000円の増額は、訪問リハビリ事業に関するシステム導入に係る補助金の計上でございます。

下段の支出につきましては、1項建設改良費、1目有形固定資産購入費158万9,000円の増額で、先ほど収入で説明しました訪問リハビリ事業に関するシステム導入に係る備品購入費でございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金62万9,000円の増額は、企業債の利率の見直しによる元金償還額の増額でございます。

157ページから165ページは、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、注記等ござ

います。

飛びまして、166ページをお願いいたします。

地方債の調書でございます。

当該年度末現在高見込額は14億3,561万6,000円でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井政良君）

これより本10件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第120号から議第129号までの10件について、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第120号から議第129号までの10件については、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（今井政良君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は12月13日午前9時30分より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。

午後1時32分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年11月30日

議 長 今 井 政 良

署名議員 5番 田 中 喜 登

署名議員 6番 尾 里 集 務

